

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

教養教育の成果に関する具体的目標を達成するための措置

- ・教務委員会に設置された全学教育検討ワーキングを継続し、新科目の設置を含めて全学教育カリキュラムの検討を更に継続する。
- ・授業科目の多様性を拡大するために、放送大学との「国立大学と放送大学の単位互換モデル構築のための共同研究プロジェクト」を開始する。
- ・教育マネジメントに関するシンポジウムを開催し、教養セミナーを一層充実させる。
- ・学生企画科目の実施に向け、学生の委員を選出し、実施可能な科目の検討に着手する。
- ・長崎大学の特色科目として、全学乗船実習を開設する。
- ・教養特別講義の科目構造・科目目標を明確にするためのガイドブックを作成し、カリキュラムの充実を図る。
- ・健康・スポーツ科学科目に関しては、現状のカリキュラムを継続しながら更なる内容の充実を図る。
- ・授業と連携した食生活指導と禁煙教育を更に押し進め、学生の健康自己管理を支援する。
- ・日本語教育プログラムの内容の充実を図る。
- ・留学生の能力に応じたより効果的な全学教育の教育方法を検討する。
- ・交換留学生プログラム・短期留学プログラムの充実を図る。
- ・教養セミナーにおける情報リテラシー教育、情報処理科目における情報倫理教育等にeラーニングを活用する。
- ・海外語学研修の単位認定制度に基づき、海外の大学に留学をするための調査を行い、可能な大学から実施する。
- ・中国・韓国への海外語学研修制度のための、経費確保の方法を検討する。

学士課程の成果に関する目標を達成するための措置

- ・歯学部、薬学部、工学部において、高度の専門的知識に裏打ちされた実践力を修得させるための新カリキュラムを導入する。
- ・特色ある大学教育支援プログラム「地域と連携した実践型医学教育プログラム」において、平成17年度から組み込んだ6年生の高次臨床実習を継続し、内容の充実を図る。
- ・医歯薬学総合研究科を構成する基礎学部間でのカリキュラムの相互乗り入れを推進する。
- ・大学教育機能開発センター初年次教育研究開発部門においてプロジェクト主体の運営を行う。
- ・初年次教育の効果を高めるため、「ラーニング・ティップス(学びの秘訣集)」の研究開発を継続する。
- ・初年次教育指導支援システムを構築し、試用を開始する。
- ・アメリカ・オーストラリア・韓国との初年次教育国際共同研究プロジェクトを推進する。
- ・eラーニングに関する学内の先進的な取組に対し、大学教育機能開発センターが支援する。

大学院課程の成果に関する目標を達成するための措置

- ・医歯薬学総合研究科に、保健学専攻修士課程及び熱帯医学専攻修士課程を新設する。
- ・医歯薬学総合研究科博士後期課程においても英語による特別コースの設置を推進する。
- ・授業内容と学位論文の高度化、学際化、国際化を推進するために、次のことを実施する。
英語による授業を増やす。
医歯薬学総合研究科博士課程の新興感染症病態制御学系専攻に、感染症研究者養成コースと感染症専門医養成コースを設置する。
生産科学研究科に学際性・国際性をもった統合型人材育成のための新たなフィールド実践

教育プログラムを設置する。

学外研究機関連携講座の新設を検討する。

- ・「『魅力ある大学院教育』イニシアティブ」採択課題である「海洋環境・資源の回復に寄与する研究者養成」及び「国際的感染症研究者・専門医養成プログラム」を推進する。
- ・副指導教員制度等による充実した指導体制の整備を進める。
- ・学生の海外への留学及び外国人学生の受入を含む教育プログラムを増やす。

学士課程卒業後の進路等に関する具体的目標を達成するための措置

- ・全学部において、早期体験学習、離島実習、インターンシップ等の職業意識向上のための教育を継続する。
- ・教養教育におけるキャリア教育を充実する。
- ・産業界との連携を強化するため、民間企業との産学連携包括協定を検討する。
- ・技術者倫理に関する科目においてeラーニングを利用した教育を開始する。
- ・海外語学研修を容易にするため学生交流に係る覚書締結を推進する。
- ・大学院進学の特長を明確にし、進学指導を積極的に行う。
- ・社会人、外国人留学生を積極的に受け入れる。
- ・医歯薬学総合研究科において研修医に対する説明を充実させる。
- ・医学部医学科において医師国家試験に係る新卒者合格率100%を定着化させるために卒業試験を更に充実する。
- ・医学部保健学科において国家試験のためのeラーニングによる模擬試験等を実施し、100%の合格率を目指す。
- ・歯学部において卒業試験を実施することにより歯科医師国家試験の合格率を高める。
- ・薬学部において薬剤師国家試験対策ゼミをより充実させ、前年度よりも高い合格率を目指す。
- ・工学部、水産学部においては、J A B E E 認定制度受審及び継続審査のための準備を引き続き行う。
- ・オリエンテーション時の資格取得に関する指導を充実する。
- ・学芸員の資格取得を可能にする教育カリキュラムを検討する。

大学院課程修了後の進路等に関する具体的目標を達成するための措置

- ・各種資格取得のための教育指導体制の改善計画の立案を継続する。
- ・各種資格取得のための特別講義等を積極的に開講する。
- ・医歯薬学総合研究科博士課程の新興感染症病態制御学系専攻において、感染症専門医養成コースを新設する。
- ・大学院への進学促進のため進学説明会を積極的に実施し、学位取得までのプロセスを明確にする。
- ・ポスドクを継続して確保する。
- ・海外語学研修を容易にするため学生交流に係る覚書締結を推進する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・教育成果達成度指標に係るデータの収集、管理・分析を行うシステムを導入する。
- ・卒業生に対し教育成果に関するアンケート調査を実施する。
- ・全学教育、専門教育について授業評価を継続する。
- ・授業評価において高い評価を得た教員の工夫を公開すること等により、教育改善を促進する。
- ・大学院教育における授業評価の実施率を向上させる。
- ・授業評価で得られた結果の公開方法、活用方法、その効果の検証方法について、更に検討する。
- ・オンラインで学生が回答できる機能を有し、教員による評価・分析を可能とするオンライン授業評価システム開発を推進する。
- ・授業評価における記述式回答欄の分析についての検討を開始し、必要な基盤整備に着手する。
- ・G P A や単位取得状況等の達成度指標を用いた教育の成果・効果の分析を継続する。

- ・教育の成果・効果の検証を行うため卒業生に対するアンケート調査を行う。

(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・本学の入学者選抜に共通するアドミッション・ポリシーを入学者選抜要項(大綱)、学生募集要項及びホームページに継続して掲載し、周知する。
- ・アドミッションセンターの機能と役割を明確にするための検討を継続して行う。
- ・アドミッションセンターの兼務教員の役割を明確にするとともに、兼務教員を対象とした研修会を開催する。

(学士課程)

- ・各学部のアドミッション・ポリシーを、入学者選抜要項(大綱)、各選抜方式(帰国子女等を除く、一般選抜、推薦入学、AO入試、社会人、編入学、私費外国人選抜)の学生募集要項及びホームページに継続して掲載し、周知する。
- ・平成21年度以降の入学者選抜方式について検討を行う。
- ・高等学校のカリキュラム及び教科書の調査と分析・研究に基づき、適切な個別学力検査の実施に努める。
- ・オープンキャンパス、出前講座、高校生のための公開講座等の高大連携事業を、長崎県教育委員会との協議による事業の在り方の改善に基づき推進するとともに、その一層効果的な推進のため、「県内高等学校教諭と本学教員との協議会」を高大連携事業として、本格的に実施する。
- ・平成17年度に試行的に実施した経済学部と県立長崎東高等学校(高大連携事務局)の間における大学の講義の開放(半期公開講座)を本格的に実施し、対象となる高等学校を拡大する。
- ・ペーパーテストでは測定不可能な広い意味での学力・能力を測るための選抜技法の開発研究を引き続き遂行する。
- ・入学者選抜方式・選抜方法の適切さを評価するため、入学から卒業までの学生の修学状況、卒業後の進路状況について追跡調査するシステムを導入する。

(大学院課程)

- ・各研究科において、ホームページ上及び学生募集要項によってアドミッション・ポリシーを継続して公表・周知する。
- ・医歯薬学総合研究科に保健学専攻修士課程及び熱帯医学専攻修士課程を新設する。
- ・医歯薬学総合研究科博士後期課程においても、英語による特別コースの設置を推進する。
- ・教育学研究科において教職大学院構想を検討する。
- ・生産科学研究科博士前期課程において入学定員を適正化する。
- ・生産科学研究科博士後期課程では専攻の再編と入学定員の適正化を検討する。
- ・生産科学研究科博士後期課程では民間企業との連携講座の設置を検討する。
- ・教育学研究科、経済学研究科、生産科学研究科において、語学力、基礎学力等、研究遂行能力を総合的に評価する入学者選抜を継続する。
- ・医歯薬学総合研究科において基礎学力を書類審査、語学力を入学試験の英語及び研究遂行能力を指導予定教授によって確認する方法を継続する。
- ・生産科学研究科博士後期課程においては、平成18年度から秋季入学制度を導入し、医歯薬学総合研究科では、秋季入学制度を継続する。

(学士課程・大学院課程共通)

- ・アドミッションセンターにおいてAO入試説明会等を充実させるための方策を検討する。
- ・標準的な入試広報コンテンツを作成し、これを用いた広報活動を積極的に行う。
- ・アドミッションセンターにおいて適切な選手法のためのFD活動の実施体制について検討する。

- ・アドミッションセンター兼務教員を対象とした試行的なFDプログラムを実施する。
- ・入学者選抜に関する要望・照会・質問等に対応するためQ & Aをホームページに掲載し、要望等に対応した改訂を行う。
- ・大学紹介CD・DVD（高校生向け・英・中・韓国語）を活用し、広報活動を進める。
- ・産学連携を強化し、社会人入学者を増加させるために、次のことを実施する。
 - 派遣元、あるいは実績のある機関への教員の訪問を継続する。
 - コラボ産学交流会を利用した広報活動を継続する。
 - 独立行政法人国立病院機構の長崎医療センター及び長崎神経医療センターとの連携講座を継続する。
 - 生産科学研究科博士後期課程では、民間企業との連携講座の設置を検討する。
- ・外国人留学生の入学を促進するため、次の施策を講ずる。
 - 大学紹介CD・DVD（高校生向け・英・中・韓国語）を活用し、広報活動を進める。
 - 海外留学フェア及び国内での留学説明会に戦略的意図を持って参加し、入学志願者の増加を図る。
 - 短期留学プログラムの充実を図るとともに、今後に向けて調査・検討を行う。
 - 交換留学プログラムに長崎歴史文化博物館と連携した演習科目を新設する。
 - 長崎県、長崎地域留学生交流推進会議と連携して3年後の留学生支援NPO法人設立に向け検討を開始する。その中で奨学金制度の構築を目指す。
 - 国際交流会館増設のための資金確保方策を検討する。
 - 国際交流会館、交流スペース等について留学生の声を反映させる。
- ・英語による短期留学プログラムの授業科目を増やす。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(学士課程)

- ・教務委員会に設置された全学教育検討ワーキングにおいて、新科目の設置を含めて全学教育カリキュラムの検討を更に継続する。
- ・英語の習熟度別クラス編成の必要性について検討し結論を出す。
- ・高等学校の学習指導要領の改訂に対応した教育課程を開始する。
- ・薬学部の6年制導入に対応した新しい教育課程を開始する。
- ・全学部において、早期体験実習、病院実習、インターンシップ等のフィールド型の教育を継続・充実させる。
- ・技術者倫理に関する科目においてeラーニングを利用した教育を開始する。
- ・留学生を長崎地域の小・中学校、高校に派遣する異文化体験実習を継続する。
- ・各学部において、安全、環境、倫理等の内容を含む科目を充実させる。
- ・外国人学生と共習する学習プログラムを充実させる。
- ・教育学部情報文化教育課程における教育職員免許の課程認定に対応した新カリキュラムを実施する。
- ・環境科学部等において教育職員免許の課程認定を可能にする新規のカリキュラムを検討する。
- ・工学部において新たに5学科でJABEE認定制度を受審する。
- ・工学部、水産学部のJABEE認定を受けた組織については継続審査に向けた準備を進める。
- ・学芸員の資格取得を可能にするカリキュラムを検討する。
- ・授業科目の多様性を拡大するために、放送大学との「国立大学と放送大学の単位互換モデル構築のための共同研究プロジェクト」を開始する。
- ・特色ある初年次教育の実践と改善
 - 教養セミナーで実施した「教育マネジメントサイクル」を他の初年次教育科目に拡大する。
 - 授業評価結果を参考にした教員との個別相談を通して教育改善を支援する。
 - 平成19年度からの『教育マネジメントポータル』の本格運用に向けて準備を進める。
 - 工学教育初年次リメディアル教育モデルを学生に利用させ、その有効性について検証する。
 - 初年次科目を含む環境科学部専門科目について「科目間相互関係」調査を完全実施する。
 - また、現行カリキュラムの評価・見直しのための組織を立ち上げる。

・ものづくりを支える工学力の拠点形成

ものづくりを支える工学力教育に直結した『エンジニアリングデザイン』に関連する工学部共通科目（学科横断型科目及び学年混成型科目：創成プロジェクト）の導入に向けて，創造工学センター及び基礎教育専門検討委員会で引き続き検討する。

（大学院課程）

- ・バランスの取れた科目配置を進めるため，基礎共通科目の設置，新科目の導入，副専攻制の利用を継続する。
- ・高度な専門教育を実施するためにコースワークを充実させる。
- ・学位授与へと導く段階的教育プロセスを充実させる。
- ・博士前期・後期一貫教育のコースプログラムを充実させる。

授業形態，学習指導法等に関する具体的方策

（学士課程）

- ・履修登録単位数上限未設定の学部において上限設定に関する検討を引き続き行う。
- ・時間外学習を促すための手段としてeラーニングの導入を進める。
- ・十分な学習時間を確保するために予習，復習について適切に指示する。
- ・教養セミナーについては，教員アンケート，学生による授業評価をもとに，さらに授業改善を進める。
- ・少人数セミナー（教養セミナー）については18年度以降も現状のクラス規模を維持する。（10名/クラス）
- ・専門教育においても少人数教育を継続する。
- ・シラバスを改善するために記載内容を充実させるとともに電子化を進める。
- ・十分な学習時間を確保するために予習，復習についてシラバスで適切に指示する。
- ・『教育マネジメントポータル』オンラインシラバスの運用を開始する。
- ・『教育マネジメントポータル』スケジュールプラグインにおいて，携帯端末向けの情報配信を行うためのシステムを開発する。
- ・携帯電話での学務情報閲覧を進める。
- ・全学部において少人数担任制，TAによる助言・相談・支援を実施する。
- ・全学部においてシラバスへのオフィスアワーの記載を実施する。
- ・個別の対応によるきめ細かな支援を行うため，留学生センター教員と留学生指導教員の連携を強化することにより，チューターへの指導を充実させる。
- ・全学部においてTAによる教育補助を継続する。
- ・TAマニュアルの作成等により，TAの効果的活用を進める。
- ・全学教育，専門教育においてeラーニング利用科目を増やす。

（大学院課程）

- ・きめ細かな教育・研究指導を実施するため，少人数授業，複数の指導教員による研究指導体制等を継続する。
- ・海外での大学院生の研究成果の発表等を容易にするために英語による授業を増やす。
- ・21世紀COEプログラムによる大学院生の海外実地調査研究への派遣を継続する。
- ・『魅力ある大学院教育』イニシアティブ採択プログラム」を利用して大学院生の海外での学習を支援する。
- ・顕彰制度，学位論文での義務づけにより大学院生の研究成果の国内及び国際学会での発表や論文の学会誌等への公表を促す。
- ・国内外の最先端の研究者等による特別講義，セミナー，シンポジウム等を継続する。
- ・シラバスの記載内容を一層充実させるとともに，最小限の記載項目の統一を検討する。
- ・シラバスの電子化と公開を更に進める。
- ・携帯電話での学務情報閲覧を進める。
- ・情報メディア基盤センターの新システムを本格運用し，学習環境を改善する。

- ・全学教務委員会の下に設置されたeラーニングに関するワーキンググループの検討結果に基づき、eラーニング環境整備を開始する。
- ・T A採用による大学院生の実践教育を継続する。
- ・T Aマニュアルの作成等によりT Aに対する教育を適切に行う。
- ・個別の対応によるきめ細かな支援を行うため、留学生センター教員と留学生指導教員の連携を強化することによりチューターへの指導を充実させる。
- ・社会人学生の履修や研究指導の便宜性を高めるために昼夜開講，土日開講等の開講時間の弾力的運用を継続する。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

(学士課程)

- ・全学教育における、授業形態や授業科目の特性に応じた学習目標到達度と成績評価基準に関する検討を継続する。
- ・学習目標到達度と成績評価基準のシラバスへの記載を進める。
- ・成績評価の正確性を担保するために学生からの成績評価に関する申し立てのシステムを構築する。
- ・G P A等の導入，医学部・歯学部における統一共用試験の実施を継続する。
- ・統一共用試験等を実施するための環境整備を図る。
- ・卒業時において特に優秀な成績を修めた学生については、学長表彰・部局長表彰等を継続する。

(大学院課程)

- ・学習目標到達度と成績評価基準のシラバスへの記載を進める。
- ・成績評価の正確性を担保するために学生からの成績評価に関する申し立てのシステムを構築する。
- ・学位授与の円滑化を進めるために、複数指導教員制度，副指導教員制度を継続するとともに、学位授与基準を明確にする。
- ・成績優秀者に対する早期修了制度の活用を継続する。
- ・修了時において特に優秀な成績を修めた学生については、学長表彰・部局長表彰等を継続する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・必要に応じて全学教育の実施体制を充実する。
- ・各部局において必要とされる実務家教員を配置する。
- ・工学部の技術職員等については、学科の枠を越えて学科の業務とともに工学部全体の業務も分担する体制を構築するため教育研究支援部を設置する。
- ・アジア系言語に堪能な派遣職員を適切に留学生課に配置する。
- ・T A採用基準を明確にし、採用数を調整するシステムを構築する。

教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・講義室等の利用形態及び稼働率調査結果を基にスペースの再配分について検討を開始する。
- ・講義室の使用状況を全学的に把握し、その有効活用を図る。
- ・留学生数の増加に伴い留学生センター等の教室の拡充を図る。
- ・留学生センターの拡充整備のための資金確保の方策を検討する。
- ・大学の教育基盤としての学生用図書の実用性を図る。
- ・重点分野の学生用図書の充実を図る。
- ・シラバスに掲載された図書の一括購入システムを実現する。
- ・中央図書館増築とともに、利用者のニーズにあわせた図書館空間，利用環境の整備を進める。

- ・ 学生懇談会を定期的を開催して学生のニーズを把握し，学習図書館機能の充実を図る。
- ・ 附属図書館は情報メディア基盤センターとともに情報教育研究環境の整備を進める。
- ・ 附属図書館におけるマルチメディアの活用環境を充実させる。
- ・ 附属図書館の開館時間を更に延長する。
- ・ 部局内での流動的に共用する部局共用スペースの確保について引き続き検討する。
- ・ 携帯電話を利用したサービスを拡大する。
- ・ ITを活用した学生のための自学自習支援システムの構築を推進する。
- ・ 図書館利用教育の活性化を図るとともに，図書館を活用した教育活動を試行する。
- ・ 学内の蔵書を活用するための基盤となる図書目録情報の遡及入力を継続して実施する。
- ・ 長崎大学における貴重資料及び長崎学関係資料を収集・保存・発信するための「長崎大学デジタルアーカイブス」の構築と拡充を行う。
- ・ 附属図書館は学内紀要等の電子ジャーナル化を促進するための支援を行う。
- ・ 附属図書館は学内で作成された研究成果を収集・発信する学術機関リポジトリの構築・拡充を図るとともに，国立情報学研究所最先端学術情報基盤構築の推進委託事業を継続する。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・ 教育に関する適切な自己点検・評価を実施する。
 学生による授業評価及び教育目標達成度評価など適切な教育評価法の開発に向け，研究を継続する。
 全学教育，専門教育の授業科目について，学生による授業評価を継続する。また，留学生用科目についても授業評価を実施する。
 卒業生による教育に関する事後評価を実施する。
 工学部の5学科がJ A B E E 認定制度を受審する。既にJ A B E E 認定を受けた工学部と水産学部の組織においては継続審査に向け準備を進める。
- ・ 授業評価に関する以下の事業を推進する。
 個々の教員への評価結果の通知と，部局への評価結果データ提供を継続する。
 ホームページによる評価結果の学内外への公表を継続する。
 評価結果を参考に教育改善サイクルを構成するF Dを開催する。また，教員の個別相談を通して個々のクラスの教育改善を支援する。
- ・ 平成19年度の教員の個人評価に向けて教育活動に関するデータを蓄積する。
- ・ 教育に関して特に高い評価を受けた教員に一層の向上を促すための方策の検討を継続する。
- ・ 大学教育機能開発センター初年次教育研究開発部門及び評価・F D研究部門による以下の事業を推進する。
 「学生による授業評価」の自由記述部分の分析方法に係わる研究開発，授業科目に応じた教授法の開発に関する研究，適切な自己点検・評価の実施方策及びフィードバックシステムの研究開発をさらに推進する。
 全学教育及び専門科目に対する学生による授業評価を継続する。
 授業評価結果を参考にした教員との個別相談を通して教育改善を支援する。
 授業評価データを適切に管理し，分析結果を公表する。

教材，学習指導法等に関する研究開発及びF Dに関する具体的方策

- ・ 以下の全学F D等の事業を実施する。
 高等学校教育と大学カリキュラムとの接続に関して，初年次教育実践研究会を全学F Dとして実施する。
 全学教育と専門教育の有機的接続を視野に入れた全学教育F Dワークショップを開催する。
 全学教育における授業形態や授業科目の特性に応じた学習目標到達度と成績評価基準に関する検討を継続する。
 学習目標到達度と成績評価基準のシラバスへの記載を進める。
 F Dサマー・ワークショップにおいて効果的な教材開発法についてのF Dを行う。

全学教育カリキュラムの理念に基づき、科目開発型FDを通じてシラバスの充実を図るとともに、授業管理の多面的な支援を継続する。

- ・教育の改善を不断に図る一助として専門教育に関する各学部独自のFDを継続する。未実施部局においては早急に準備を進める。
- ・オンライン型FDコンテンツの本格的な配信に向けて基盤を整備するとともに、コンテンツの作成を進める。
- ・FDプログラムの成果について平成17年度以降のデータ公表の準備を進める。
- ・部局別FDの成果データの公表についても検討する。
- ・大学教育機能開発センターにおいて以下の点に重点をおいた事業を推進する。
 - FDプログラムの充実・発展のために、これまでに実施したFDの調査結果（平成17年度に実施）をもとに、全学教育FDプログラムの内容と方法を改善する。
 - 初年次教育指導支援システム構築の中核システムとなる「テキストマイニング型授業評価・ポートフォリオ分析システム」の全学的展開へ向けた基盤整備、サポート体制等の準備を進める。
 - 講義形式の授業における効果的な教授法及び学習成果の評価法に関する研究を更に進める。
 - 「初年次学生のためのラーニング・ティップス開発プロジェクト」で学生の学びに関する調査結果をもとに、「ラーニング・ティップス（学びの秘訣集）」を作成する。
 - 長崎大学における初年次教育に関する取組を海外にも発信する。
 - 部局からの要請に応じてeラーニングに関する先進的取組を積極的に支援する。
 - eラーニングに関する部局FDへの講師派遣を継続する。
 - eラーニング活用のための小規模ワークショップを継続する。
- ・マルチメディア教材とeラーニングコンテンツ開発に関する学部横断的研究グループを組織する。

全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

- ・「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された取組で開発した補習授業「数学」に関するeラーニングコンテンツを学生に使用させ、その有効性を検証し改良する。
- ・全学教育に関しては大学教育機能開発センターの機能を活用しつつ、全学協力体制で実施する。

学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- ・医歯薬学総合研究科を構成する基礎学部間でのカリキュラムの相互乗り入れを開始する。
- ・地域の文化や歴史に深い造詣を有し教育実践に強い教員を養成するために、以下の事業を実施する。
 - 韓国の学生の学術交流プログラムでの受け入れを行う。
 - 中国との学生交流を可能にするための調査を行う。
- ・創造工学センターの機能を強化し、学生のものづくり、リメディアル教育部門、教職員FD/SD部門の業務を推進する。
- ・6年制による高度薬剤師養成に必要な全国統一共用試験（CBT及びOSCE）の実施を可能にする教育環境の整備を進める。

（4）学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言体制等に関する具体的方策

- ・ピア・サポート（学生相互の学習・生活支援）の円滑な実施と充実を図る。
- ・全学部においてオフィスアワーの実施を継続する。
- ・休・退学の実態を把握できる体制を整備する。
- ・アカデミックハラスメント等の相談体制を充実し、早期に対応する体制を整備する。
- ・教育成果達成度指標に係るデータの収集、管理・分析を行うシステムを導入する。

- ・平成17年度に導入された情報メディア基盤センターの新システムを本格運用し情報インフラを充実させる。
- ・平成18年3月に更新した情報メディア基盤センターのシステムを円滑に運用し、センター外に設置した情報端末利用サービス、利用者窓口、相談、技術支援体制の強化を図るために、遠隔リモート管理機器の導入やサポート要員の配置を行う。
- ・情報メディア基盤センターに学生のための自習室の整備拡充を検討する。
- ・学内ネットワークを活用した相談支援システムの構築を検討する。
- ・Web学生支援システムの導入に伴う学外からのサーバアクセスのための認証サーバ導入の検討を進める。
- ・eラーニングに関するワーキンググループの検討結果に基づきIT支援学習体制の全学的整備に着手する。
- ・講義用ホームページの充実、自宅等からの学内の教育・研究用サーバ等への接続サービスの検討を進める。

生活相談及び就職支援等に関する具体的方策

- ・駐輪場問題の解消を検討し、憩いのあるキャンパスの整備に努める。
- ・学生委員会、教務委員会、各学部等関係組織が連携し、不登校及び休・退学者の減少方策を検討する。
- ・長崎大学後援会の継続的な援助を得て各学部学部祭実施団体及び各サークルの優れた活動等への支援を拡大する。
- ・学生相談体制の整備と「こころ」の健康保持
休・退学、ハラスメントへの対応及び相談体制の機能強化を図るため、学生何でも相談室に専門カウンセラーの配置を検討する。また、アカデミックハラスメントに関するFDを行う。
各学部等における学生支援担当者と保健管理センターにおけるメンタルヘルス相談担当者及び学生支援センター担当者による、事例検討会を引き続き定期的に行う。
休・退学、留年、不登校への全学的な対応指針を定め、支援体制を強化する。
学生委員会のもとで、学生生活相談とメンタルヘルスを一本化した組織体制を構築する。
- ・心身の健康保持・増進等の支援
学部学生の定期健康診断については現状の高受診率を維持するとともに、大学院生及び10月入学の留学生については、昨年以上の受診率向上を目指す。
長崎大学生協同組合との定期協議の場を活用し、ゴミ等の環境問題や食事環境の整備について検討する。
平成17年度に検討した学生支援施設の整備を引き続き進める。
- ・就職支援
「就職何でも相談室」では相談実施期間の延長を行う等、更なる充実を図る。
学生の就職情報収集を容易にするために、17年度に移転・整備したキャリア情報コーナーを有効利用する。
初年次から就職活動年次までの系統的支援を充実する。
就職指導体制を充実するため、全学及び各学部の就職指導担当教員・職員等の会合を定期的に開く。
就職委員のキャリア教育の授業科目への担当・参加により更なる充実を図る。
各学部におけるキャリア教育を更に推進する。
学生の就職意識の醸成を図るために新入生向け、2・3年次生向けの「就職のしおり」を引き続き作成する。
企業向け大学案内を更に充実させる。
就職に関する学生の自主企画を引き続き支援する。

・学生の自主的活動の支援

競技会，展覧会，学会等での成績優秀者及びボランティア活動等に対する学長表彰を引き続き実施する。

学生支援施設の実態調査においてリストアップされた未整備の箇所等について，学生委員会の基盤整備計画を踏まえ，整備を進める。

・経済的支援

学費免除制度を安定的に運用し，特別免除枠の設置を検討する。

長崎県，長崎地域留学生交流推進会議と連携して3年後の留学生支援NPO法人設立に向け検討を開始する。その中で留学生のための奨学金制度の構築を目指す。

外部資金を利用した研究支援員等としての学生の雇用を進める。

社会人及び留学生等に対する配慮

・社会人に対する配慮

社会人の就学を容易にするため，施設等の環境整備に努める。

オフィスアワー，担当教員への連絡方法等をシラバスに記載することにより，相談体制を強化する。

附属図書館の開館時間を更に延長する。

携帯電話を利用したサービスを拡大する。

・留学生に対する配慮

個別の対応によるきめ細かな支援を行うため，留学生センター教員と留学生指導教員の連携を強化することにより，チューターへの指導を充実させる。

平成17年度に整備した国際交流スペースを有効利用する。

長崎地域留学生交流推進会議との連携を図り，留学生用宿舎の確保に努める。

国際交流会館増設のための資金確保の方策を検討する。

長崎県，長崎地域留学生交流推進会議と連携して3年後の留学生支援NPO法人設立に向け検討を開始する。その中で奨学金制度の構築を目指す。

・障害者に対する配慮

施設のバリアフリー化を引き続き進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

・総合大学として本学が有する現存の施設設備や研究組織，研究内容・方法の多様性を活用し，その特性を生かした学際的・総合的研究の推進及び重点的に育てようとする分野の研究を推進する。

・特に国際連携研究戦略本部の機能を活用し，アジアを中心とした国際連携研究を推進する。

・学内共同教育研究施設「環東シナ海海洋環境資源研究センター」を拠点とし，アジアや世界における当該分野での中核的研究拠点形成のための戦略を構築し逐次実行に移す。

・ベトナムとケニアの海外研究拠点を中心として，当該地域が抱える重大な問題である新興・再興感染症の研究を実施する。

・重点的に育てようとする研究分野に対し，

資金面では特別教育研究経費及び競争的外部資金の導入を支援する。

スペース面では学内に共有の研究スペースを確保し，優先的配分ルールを策定する。

人的資源面では学長裁量定員と有期雇用職員制度を有効に活用し，機動的支援を実施する。

・引き続き基盤的教育研究経費を確保するとともに，学長裁量経費により基礎的研究や萌芽的研究を支援する。

大学として重点的に取り組む領域

- ・ 21世紀COEプログラム「放射線医療科学国際コンソーシアム」については、事業最終年度の評価を行い、これまでの実績を踏まえ、更に発展させた放射線医療科学分野の総合的国際教育研究プロジェクトのグランドデザインを策定する。
- ・ 21世紀COEプログラム「熱帯病・新興感染症の地球規模制御戦略拠点」は前年度までの実績を基に重点課題を絞り込み世界レベルの研究創出を目指す。
- ・ 21世紀COEプログラム以外の重点プロジェクトを見直すとともに、推進戦略を具体化し実施に移す。
- ・ 大学としての支援体制を強化し、長崎大学発ベンチャー創設数を増加させるとともにベンチャー関連外部資金獲得数・金額を増加させる。
- ・ 長崎県・市・他大学と連携し中小企業整備機構事業として学外インキュベーションラボの建設へ向けて協力・推進する。

成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・ 研究成果発表前の出願の必要性について周知徹底を図る。
- ・ 知的財産本部ホームページ及び長崎TLOホームページにおける技術シーズの効果的な公開方法について検討する。
- ・ コラボ産学官を拠点とした首都圏での産学連携の推進を継続する。
- ・ 共同研究交流センターが構築している研究情報データベースの充実・周知を継続する。
- ・ 附属図書館は学内で作成された研究成果を収集・発信する学術機関リポジトリの構築・拡充を図るとともに、国立情報学研究所最先端学術情報基盤構築の推進委託事業を継続する。
- ・ 長崎TLOへの役員参加、出資などにより、経営に参画し、技術移転の質的及び量的な増加を推進する。
- ・ 学内研究施設・研究室の学外開放の検討を継続する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・ 平成17年度に設定したCOE研究水準、学内重点研究水準を活用して、大学としての重点プロジェクトを見直すとともに、推進戦略を具体化し実施に移す。
- ・ 生命科学系ではSCI及びSSCI登録学術雑誌への受理論文数やインパクトファクター合計点を平成16年度より増加させる。
- ・ 人文、社会、自然、生命科学系全ての分野で平成16年度を凌駕する研究論文・著書など研究業績を挙げる。
- ・ 研究企画推進委員会において研究内容と成果の公開状況を把握し、学外有識者など社会からの意見等を研究活動の水準の向上と改善に結びつける方法を引き続き検討する。
- ・ 民間産業関係者を対象にしたコラボ産学交流会を開催し、工学部及び生産科学研究科の研究紹介を行う。
- ・ 2つの21世紀COEプログラム及びその他の重点領域の研究課題については大学として研究の進展状況を社会に公表するための活動を行う。
- ・ 生産科学研究科では、推進中の4つの研究科プロジェクトについて研究成果報告会を開催し、研究の進展状況を評価する。
- ・ 医歯薬学総合研究科では特別教育研究費概算要求事項の順位付けを学内重点研究の水準分類に基づき実施する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・ 外部資金による有期雇用教職員、ポスドクをより有効かつ柔軟に活用し、専門性の高い多様な人材の確保を促進し、もって研究の発展に資するため採用手続きの簡素化や在外職員手当等の待遇面に関する見直しを検討する。
- ・ テニユアトラック制度（若手研究者が安定的な職を得る前に、任期付きの雇用形態で自立し

た研究者としての経験を積むことのできる仕組み)の導入を検討する。

- ・教育研究の国際化のため海外からの教職員の採用を推進する。
- ・大型の競争的外部資金獲得を支援・推進し、それによりポスト採用数を増やす。
- ・研究方針に沿った客員研究員，日本学術振興会特別研究員等を積極的に受け入れる。
- ・継続してR Aの雇用を推進するとともに，R A制度の戦略的活用方策を検討する。
- ・技術職員等の支援内容と適切な配置を検討する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・重点研究課題への教育研究特別経費及び競争的外部資金の導入を支援する。
- ・引き続き基盤的教育研究経費を確保するとともに，学長裁量経費により基礎的研究や萌芽的研究を支援する。
- ・2つの21世紀COEプログラムとその他の予算措置を受けた重点研究課題については成果の報告を義務付けホームページに公表する。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・研究施設・設備の充実を図るため，オープンラボ，インキュベーションラボの新增設に向けての検討を継続する。
- ・学内に共有の研究スペースを確保し，配分ルールを策定する。
- ・医歯薬学総合研究科薬学系の坂本キャンパス移転を実現するための方策の検討を開始する。
- ・外部資金に付随する間接経費の用途を，運営費交付金の用途と有機的に関連させ，当該研究を支援するために最も有効かつ効率的な使用方法を策定する。
- ・引き続き学内共同教育研究施設等の予算基盤と支援事務組織を明確化し，全学的視点に立った整備・充実を図る。
- ・各研究分野内で所有している研究機器についての情報の学内公開状況と使用状況をチェックし，学内共同教育研究施設等に設置される実験機器の共同利用の推進を図る。
- ・各種セミナー情報や外部資金情報などの情報配信の一元化を更に推進する。
- ・電子学術情報を大学に不可欠の学術情報インフラと位置付け，平成19年度に向けて電子ジャーナルの導入計画の再検討を行う。
- ・文献情報データベースを導入する。
- ・人文・社会系資料の充実を支援する。
- ・キャンパス情報ネットワークの更新と支線部分の高速化について検討を開始する。
- ・学術情報ネットワーク接続を高速化するためにS I N E Tルータの更新を行う。(1 G b p s 対応)

知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策

- ・部局単位，研究室単位の知的財産セミナーの充実を図り，知財意識の水準向上を推進する。
- ・知的財産データの一元管理の下で知的財産の活用を推進する。
- ・利益相反ポリシーの浸透を推進し，教員の社会貢献活動環境整備を更に進める。
- ・長崎県及び県立大学，長崎総合科学大学と連携し，長崎市出島地区における，産学官連携「インキュベーター」建設準備に着手する。
- ・企業で実施される可能性の高い特許の申請増を図る。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

・重点研究課題

研究企画推進委員会を中心に，重点研究課題の点検・評価基準を策定する。

研究内容と成果を公開する方法を策定する。

2つの21世紀COEプログラム及びその他の予算措置を受けた重点領域の研究課題については，大学として研究の進展状況を社会に公表するための活動を行う。

・その他の研究課題

平成19年に各部局で実施予定である第2回目の教員の個人評価に向けて「教員等基礎デ

「データベース」も活用した研究活動に関するデータの集積を各部署で継続して進める。

全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策

- ・平成17年度に設置した国際連携研究戦略本部を中心として，国際共同研究体制を強化する。
- ・文部科学省プログラムに基づく感染症研究拠点として国内の感染症関連共同研究を統轄する体制を構築する。
- ・平成17年度にベトナムとケニアに設置した常駐型海外感染症研究拠点を中心として国際共同研究体制を強化する。
- ・WHO及び独立行政法人放射線医学総合研究所との緊密な連携により，放射線医療科学における国内及び国際共同研究を更に拡大する。
- ・熱帯医学研究所の全国共同利用研究所としての機能を積極的に支援する。
- ・共同研究交流センターが構築している研究情報データベースの充実・周知を継続する。
- ・産学官共同研究及び大学発ベンチャー創設支援のためのインキュベーションラボ施設の建設に向けて，自治体や企業とも連携しながら，その内容を具体化する。
- ・コラボ産学官を拠点とした首都圏での産学連携の推進を継続する。
- ・生命科学支援拠点として，先導生命科学支援センターの機能を更に充実させる。
- ・東シナ海的环境資源保全のための国内共同研究体制構築を主導し，日中韓国際共同研究を推進する。
- ・引き続き学内共同教育研究施設等の予算基盤と支援事務組織を明確化し，全学的視点に立った整備・充実を図る。
- ・平成17年度に設置した国際連携研究戦略本部の充実強化を図る。
- ・長崎大学，鹿児島大学，琉球大学で実施した離島・へき地教育の充実に向けた4分野（離島の子ども理解，複式学級の充実，eラーニングによる学校充実，国際理解と平和教育）に関する研究を進め，その成果を公開シンポジウム等で公にする。

学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- ・熱帯医学研究所については，平成17年度にベトナムとケニアに設置した常駐型海外感染症研究拠点を中心として国際共同研究体制を強化する。
- ・医歯薬学総合研究科附属原爆後障害医療研究施設については，広島大学や平成17年度に包括連携協定を締結した独立行政法人放射線医学総合研究所等と連携してアジアにおける放射線医療科学研究の拠点形成に着手する。
- ・ケニア，ベトナムに設置した海外研究拠点を確立し，熱帯医学研究所及び医歯薬学総合研究科を中心に形成した21世紀COEプログラムを更に充実する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策

- ・附属病院を始めとする医歯薬学系と行政レベルの連携から成果を地域還元するため離島医療を推進するとともに，近年急増している輸入感染症に対する熱帯医学からの診断・治療に関する相談業務を継続実施する。
- ・地域企業の技術者を対象とした高度技術研修を推進する。
- ・大学の知的活動を市民等に広報するために，医学資料室，熱帯医学資料展示室，薬用植物園，シーボルト記念植物園等の一般開放を継続するとともに，「総合経済」の市民開放，薬害被害などに関する公開講座，オープンキャンパスを継続実施する。
- ・なお，シーボルト記念植物園については一般開放のための整備を進める。
- ・地域教育支援のため，心の教育総合支援センター活動を推進する。
- ・公開講座が社会のニーズにより適切に応えたものとなるための講座評価に関する調査・研究を継続する。
- ・地方自治体と連携して地方自治体のニーズに応じた公開講座を実施する。
- ・地域の諸機関・団体等の要請に応じた公開講座を当該機関・団体等と連携して実施する。

- ・離島教育推進のために、附属教育実践総合センターの教育支援訪問システムを活用した授業、研修支援を継続し、さらに現職教員等に対する教育相談を引き続き実施する。
- ・小・中・高校の現職教員に対する再教育のため、研究会、科目等履修生制度、各種研修、セミナーを継続する。
- ・教育訪問や教育支援、各種研修会・研究会の企画実施、各教育施設の開放や高大連携事業などを継続する。
- ・心の教育総合支援センターによる地域教育支援を引き続き実施する。
- ・ながさき産学官netの運用協力を継続する。
- ・社会の要望に応えるため、国際機関・国・地方公共団体等への委員会委員や学会等の役員として情報の提供と意思決定に継続参画する。
- ・長崎関係資料・古写真資料その他本学の特色ある研究活動に必要な資料を収集する。
- ・附属図書館が所蔵する貴重資料の展示会を開催する。
- ・長崎学の研究・学習を支援するための郷土資料コーナーを拡充するとともに活用のためのサービスを強化する。
- ・貴重資料の修復保存計画案（5年間の年次計画）に基づき、保存環境の整備、資料の修復等を図る。

地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・共同研究施設及び設備の共同利用体制を拡大するため、利用システムの検討を継続する。
- ・「産学官連携のための長崎県下大学等間ネットワーク」での連携の推進を継続する。
- ・地域の公私立大学等との教育研究・学生支援・地域貢献分野における連携強化のための方策について検討を継続する。
- ・長崎県大学図書館協議会の幹事校として長崎県内大学図書館の活性化と電子化を支援する。
- ・放送大学との連携と図書の利用を推進する。
- ・県内他大学等研究機関からの長崎TLOへの役員参加と出資、会員加入などを継続推進する。

産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・実用化可能な研究成果を積極的に民間企業へ技術移転するため、大学が有する情報を知的財産本部ホームページ等に公開する。
- ・知的財産活用のツールとして知的財産データベースの充実を推進する。
- ・知的財産本部ホームページ及び長崎TLOホームページにおける技術シーズの効果的な公開方法について検討する。
- ・部局単位、研究室単位の知的財産セミナーの充実を図り、知財意識の水準向上を推進する。
- ・知的財産本部専任教員等の知的財産活用戦略人材育成研修等への派遣を継続する。
- ・知的財産データの一元管理の下で知的財産の活用を推進する。
- ・コラボ産学官を拠点とした首都圏での産学連携の推進を継続する。
- ・利益相反ポリシーの浸透を推進し、教員の社会貢献活動環境整備を更に進める。
- ・産学官連携研究会情報の公開を共同研究交流センターホームページを通して継続する。
- ・地域社会が主催するセミナー・シンポジウムに参加し、地域社会とのコミュニケーションを図るとともにニーズの蒐集を継続する。
- ・共同研究等の健全かつ適正な実施のため、知的財産ポリシーの周知徹底と知的財産創出意識の育成活動を継続する。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・長崎大学が主催する国際学会議等を引き続き開催するとともに、その他の国際学会議も積極的に誘致する。
- ・外国の大学等との学術交流協定締結を進める。また交流協定に基づく国際交流事業に対する支援を引き続き行うとともに、重点交流大学を選び、交流内容を実質化、高度化するための調査を行う。
- ・外国語科目の単位認定制度を活用し、海外留学支援を開始する。

- ・海外語学研修を容易にするため、学生交流に係る覚書締結を推進する。
- ・学長裁量経費により海外派遣に対する支援を継続して行う。
- ・アジア系言語に堪能な派遣職員を適切に留学生課に配置する。
- ・長崎県、長崎地域留学生交流推進会議と連携して3年後の留学生支援NPO法人設立に向け検討を開始する。その中で奨学金制度の構築を目指す。
- ・個別の対応によるきめ細かな支援を行うため、留学生センター教員と留学生指導教員の連携を強化することにより、チューターへの指導を充実させる。
- ・国際交流会館、交流スペース等について留学生の声を反映させる。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・「国際連携研究戦略本部」の機能を活用し、WHO、JICA、JBIC等の国際貢献研究事業の新規受け入れ準備を進める。
- ・現在設置されている3つのWHO協力センター（精神保健、甲状腺疾患と自己免疫疾患、熱帯性ウイルス病）を引き続き維持するとともに、国際機関による共同研究に参画する。特に、熱帯性ウイルス病では、鳥インフルエンザを中心とした地球規模での新興感染症対策への人材派遣、およびWHOの主催する会議へ専門家をコンサルタントとして参加させる。
- ・ノルウェー科学大学とブランクトンの基礎・応用研究分野での協力事業を推進する。
- ・「放射線医療科学国際コンソーシアム」の最終年度のまとめとして、国際シンポジウムを開催し、共同研究プロジェクトについて発表と討議を行い、プロシーディングスを出版する。またポストCOEの計画を策定する。
- ・平成17年度にベトナムとケニアに設置した常駐型海外感染症研究拠点を中心として国際共同研究体制を強化する。
- ・東シナ海の環境資源保全のための国内共同研究体制構築を主導し、日中韓国際共同研究を推進する。
- ・水産学部と環東シナ海海洋環境資源研究センターで連携融合事業の拠点を釜山（韓国）に設置する。
- ・「幕末・明治期日本古写真」や「グラバー図譜」等のWeb対応データベースにより、電子展示の国際的拠点を維持するとともに、国内外の日本研究を支援する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- ・「附属病院経営改善に関する行動計画」に基づき以下のことを実施する。
 - 患者サービスの向上（苦情・意見への迅速な対応）を図るとともに、平成17年度設置した病院モニタ・制度を活用し医療サービスの向上を図る。
 - 女性外来の新設を検討する。
 - 病床稼働率のアップを図るため病床管理委員会の強化を図る。
 - 手術室の効率的運用を踏まえて手術件数の増加を図るため、手術部運営委員会で手術枠等の見直しを検討する。
 - 後発薬品の積極的採用を更に進め、並びに採用医薬品目総数の縮小を検討する。
 - 業務委託の推進を継続的に図る。
- ・患者本位の診療体制を構築するため外来部門で既に実施している臓器別・病態別診療体制を新病棟に向け検討する。
- ・県内全体を視野に入れた周産期医療(妊産婦及び新生児医療)体制の構築について継続検討する。
- ・医療の質を高めるためクリティカル・パス（診療計画工程表）数の増加を図るとともに、これまで作成したクリティカル・パスについての検証を行う。
- ・周辺病院との連携及び機能分担を推進し、DPC（入院医療の包括評価）に対応した疾患ごとの至適在院日数の実現のため、DPC分析ソフトを活用した分析を行う。
- ・安全管理部の機能を更に強化し、高度な安全管理、品質管理体制の維持に努めるとともに、更なる問題点・改善点等を検討する。

- ・ I S O（国際標準化機構）9 0 0 1の規格要求事項に基づき医療サービスの継続的改善を図る。
- ・ 病院ホームページで提供している診療実績等のデータの定期更新，追加掲載項目の拡充について検討する。
- ・ 将来改修が予定されている病院本館について最先端医療に対応できるような改修プランを各種WG等で具体的に検討する。
- ・ 病院長をサポートする副病院長体制を維持し，経営企画部を中心に経営の効率化を検討し，また，引き続き学外から経営の専門家を参画させるなど，病院長のリーダーシップの強化体制を継続する。
- ・ 診療部門別原価計算を実施し，経営面で寄与する診療部門に対してより効率的な予算，人員の重点配分を行う。
- ・ S P D（包括的物流管理システム）方式の導入に向けて具体的に検討する。

良質な医療人養成の具体的方策

- ・ 医学・歯学生に対して診療参加型臨床実習を行うとともに，卒前臨床教育を推進するため，O S C E（客観的臨床技能評価法）とP B Lチュートリアル（問題解決型学習）を引き続き実施する。歯学生に対して，歯科教育モデル・コア・カリキュラム - 教育内容ガイドライン - に沿った臨床実習を引き続き実施する。
- ・ 医学・歯学生に対して平成17年度の実績を踏まえ，さらに救命処置を含むプライマリケアを重視した教育の充実に向けて，日本蘇生学会及び救急医学会の推奨するI C L S（即応循環補助法）の学生教育への取組を計画する。
- ・ 研修内容の一層の充実のため，研修医全員が経験目標値の達成を目指す。また，研修医のサポート体制の充実ためカウンセリング等を行う組織を整備する。
- ・ 専門医・認定医資格の取得に向けて（後期）研修医個々の達成度を把握する。また，人員の確保を目指し，コースの内容充実・改善を図る。
- ・ 初期卒後臨床研修制度をよりあるものとするためにソフト及びハード面から改善を図る。
- ・ 平成17年度に採択された「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」を推進し，次世代地域医療人（日本流総合医）を育成する。
- ・ 歯科について，臨床研修が必修化される最初の年であるので，研修管理委員会，研修指導委員会を開催し，諸問題に対応する。また，指導体制の強化を図る。

研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

- ・ 研究成果を医療へ反映させるため各診療科が取り組む高度先端医療を評価する委員会の設置に向け引き続き検討する。
- ・ 部局横断的な共同研究により医療機器等の実用化に向けて臨床用装置の試作や本格的な臨床実験を実施し，試作開発を行う。
- ・ 治験センターの機能強化を維持し，地域治験ネットワークにおける中核病院として活動を開始する。

適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- ・ 診療体制の活性化を図るため，病院所属の教員への任期制の適用を継続する。
- ・ 効果的な人員配置，医療技術の向上等を促進することにより，医療技術の提供を円滑に行い，確固たる運営基盤を確立する。
- ・ 長崎大学の人事評価制度に沿った形で人事考課実施に向けて準備する。
- ・ 病院長の下に一定の助手人員を確保するプールバンク制度の効果的な運用を確立する。

離島医療及び地域医療を充実するための方策

- ・ 平成16年度からの卒後臨床研修プログラムにおける離島医療総合コースの充実を図るとともに，文部科学省GP「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」とも関連付け，初期及び後期臨床研修医を確保し，離島・へき地医療の充実を図る。

- ・地域医療を充実するため、前方連携（他院からの患者受け入れ）の強化並びに地域医療連携パス導入に向けての整備・土台作りに着手する。
- ・市民への医療・福祉の啓発のため公開講座を企画開催する。
- ・患者の医療・福祉の向上のため「患者の友の会」の援助や公開講座の開催や支援を積極的に進める。
- ・離島医療及び地域医療に関する研究会を開催し、医師及びコメディカル職員の研修を行う。

医療の国際的共同研究及び国際協力を推進するための方策

- ・国際ヒバクシャ医療センターにおいて国際的な共同研究を行うとともに、海外ヒバクシャ等の検査・治療を推進する。また、国内外の緊急被ばく医療ネットワークの更なる構築を目指す。
- ・感染症専門医養成コースの実践のため、感染症臨床実習を行い、併せて、短期海外臨床研修も引き続き行う。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- ・学部と附属学校園とのなお一層の共同連携を図るために学部と附属学校園の協議を年2回開催する。
- ・附属教育実践総合センターと附属学校園との定期的な協議を継続し、引き続き、各教科の授業研究と教育実地研究について共同研究を行う。授業の共同研究については、更に数的拡大を図る。
- ・教育学部教員と附属学校4校園教員との日常における交流を更に深め、教育学部学生の指導や援助、附属学校4校園におけるカリキュラムの編制や幼児教育の在り方、学習指導法の改善、学習教材の開発、教育相談や発達相談、特別活動、特別支援教育等に関わる共同研究を引き続き継続し、その充実を図る。

学校運営の改善に関する具体的方策

- ・学校評価、育友会、学校評議員会、学校公開を積極的に活用して保護者や地域社会の意見や要望を学校運営に生かす努力を継続する。
- ・育友会と連携し、幼児・児童・生徒の地域活動の活性化、保健指導の充実、食に関する指導、読書活動の活性化などを図る。
- ・附属幼稚園における保健指導について引き続き充実を図るとともに幼稚園における幼児保健教育の指導的役割を目指した活動を行う。
- ・変形労働制の実施に伴う諸課題について検討し、適切に実施できるよう努力する。

附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- ・今後の入学者（入園者）選考の在り方についての協議を継続する。

公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

- ・研修要項に従い、研修実施委員会及び研修運営委員会において当該教員の研修内容を検討し、適切に実施する。
- ・校内における現職教育研修の充実を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・学長のリーダーシップの下に法人としての経営戦略をより機動的・効率的に企画・立案するため、戦略企画会議の充実を図る。
- ・機動的・戦略的な運営を目指して策定した「長崎大学の経営戦略・方針」について全構成員へ周知を図る。

運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・全学的観点に立った意思決定をより効率的・効果的に行うため、学長室に学長補佐を配置するなど、学長と各理事間の連絡調整及び各部局の活動の調整機能の強化等、体制の充実を図る。
- ・各部局との連携を強化するため各部局ごとの懇談会を定例化する。
- ・大学全体の運営組織の効果的・機動的な運営に係る体制の強化を図るため、引き続き全学委員会等の見直しを行う。
- ・セグメントごとの財務状況を分析するシステムを構築し、その結果を予算配分方針に反映させる仕組みを確立する。
- ・各部局との協議事項が発生した時点で役員と部局長間との面談を適切に開催する。
- ・機動的な大学運営体制を構築するため、経営協議会と教育研究評議会の両方にまたがる重要事項を審議する機関として必要に応じて合同委員会の設置を検討する。

学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- ・学部長等補佐体制の学内進捗状況を踏まえ、可能な限り全学部等での導入を目指すとともに、教授会における審議事項の精選を更に進める。

教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・各役員を支援する役員支援室の機能を充実させる。
- ・国際連携研究戦略本部と学術国際課関連等を再検討し、適切な組織に再構成する。

全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・資金配分を前提とする重点事項を全学的立場から整理する仕組みを確立し、配分予算を確保するシステムを構築する。
- ・大学全体及び部局ごとの教職員定員の適正配置について検討と調整を進める。
- ・法人化以後、導入された人事制度、雇用制度のうち、大学運営を機動的・戦略的に進める上で効果が大きいと認められた制度については、更にその活用を進める。

学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・大学運営や学部等の運営に学外からの意見を反映させる仕組みの検討を踏まえ、可能な限り全学部でその仕組みの採用を計画する。

内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ・監査室による業務及び会計監査を定期的に行うとともに、その結果を内部統制に反映させるシステムを確立する。

国立大学法人間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・大学運営の効率化を図るため、国立大学協会等の全国組織及び同協会九州支部等での活動を通じて、自主的な連携・協力体制の整備充実を進める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の構成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・教育研究組織の見直しにかかる必要な手続きを企画担当理事と事務局長を中心に制度化する。

教育研究組織の見直しの方向性

- ・大学院教育の実質化を目指し、学部と大学院の更なる有機的連携を推進するため、学部・大学院等の再編、統合の検討を開始する。
- ・平成18年度に薬学部を薬学科（6年制）と薬科学科（4年制）に改組する。授与する学位の名称は、薬学科は「学士（薬学）」、薬科学科は「学士（薬科学）」とする。

- ・平成18年度に医歯薬学総合研究科に熱帯医学専攻（修士課程）を設置する。授与する学位の名称は「修士（熱帯医学）」とする。
- ・平成18年度に医歯薬学総合研究科に保健学専攻（修士課程）を設置する。授与する学位の名称は、看護学講座の修了生については「修士（看護学）」、理学・作業療法学講座の理学療法学分野の修了生については「修士（理学療法学）」、理学・作業療法学講座の作業療法学分野の修了生については「修士（作業療法学）」とする。
- ・学内情報基盤の更なる拡充に向けて、情報関連教育研究施設の機能的融合や人事を含めた組織の見直しについて検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・教員については、平成19年に実施予定である第2回目の教員の個人評価結果を人事評価へ反映させるため、その方策を全学個人評価委員会で検討する。
- ・事務系職員については、平成19年度からの新たな評価システムの本格実施に向けて試行の結果を参考に検討を進め、必要であれば再度試行を行う。
- ・人事評価システムの評価結果に基づくインセンティブ付与基準を検討する。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・平成16年度に制定した「研究休職の運用方針」については、3年間の暫定措置となっているため、平成19年度以降の取扱いについて検討を行う。
- ・外部資金等を活用して研究プロジェクトに従事する有期雇用職員への年俸制の導入を検討する。

任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・任期制導入の必要性とそのための条件の検討に基づき、可能な組織については新たな任期制導入を進める。
- ・公募による教員選考の推進を継続する。

外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策

- ・教育研究の国際化のため海外からの教職員の採用を推進する。
- ・次世代育成支援対策に係る行動計画に沿って、職員の育児休業制度の充実など雇用環境等の整備を進める。
- ・障害者の採用を容易にするためにバリアフリー等の働きやすい環境整備を継続する。
- ・障害者等の計画的雇用について行動計画を策定する。
- ・高齢者等の雇用安定等に関する法律への対応を決定する。

事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・事務職員等の養成については、その職務に応じた研修制度を充実させる。
- ・国立大学法人等間での人事交流制度の運用を継続する。

中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・中期長期的な視野に立った教職員の配置方針に基づき配置案を検討する。
- ・法人化後の状況を踏まえた事務組織の再編を更に進める。

人件費削減の取組に関する具体的方策

- ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度人件費予算相当額に比して概ね1%の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・プロジェクトチームによる検討結果等に基づき、事務組織の機能・編成の見直しを進める。
- ・事務局各部における平成17年度の行動計画の実施状況を調査・分析するとともに、各事務部門における平成17年度事務処理の改善目標の達成状況を分析し、評価を行う。
- ・学生支援強化のために学生相談体制の充実を図る。
- ・キャリア支援体制の充実について検討を始める。
- ・Web学生支援システムの導入による学生支援事務の強化を検討する。

複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ・国立大学法人等間において、共同して業務処理を行うことが適切な事務事業の検討を進め、当該業務処理の協力体制を構築する。

業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・プロジェクトチームによる検討結果に基づき、アウトソーシング可能な業務については民間委託を進める。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・コラボ産学官を拠点とした首都圏での産学連携の推進を継続する。
- ・科学研究費補助金への全教員の応募を目指し、採択件数・交付金額を前年度より増加させる。
- ・長崎大学全学同窓会の設立目的を遂行するために、長崎大学と同窓生との情報交換や連携協力の体制を整備する。
- ・長崎TLOの会員制を普及し、産学連携パートナーや地域企業等の入会増を図る。
- ・科学研究費補助金や共同研究、受託研究、その他の外部資金の受入れを前年度より増加させる。
- ・科学研究費補助金など外部資金への応募と獲得へのインセンティブを新たに設定する。
- ・「国際連携研究戦略本部（ワンストップセンター）」の組織基盤を確立するとともに機能を充実し、国際機関や各省庁、ODA関連外部資金による国際連携研究の推進・拡大に資する。

収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ・外部への貸出しを拡大するために施設の効果的な運用を図り、引き続きホームページ等を活用するなどして情報提供を行う。
- ・技術移転に繋がりそうな案件に絞り込んで特許の申請を行い、ライセンス契約増を図る。
- ・大学のロゴマークを活用したグッズの開発を進める。
- ・公開講座の受講者の確保を図るため、社会や地域のニーズを踏まえたものとなるよう見直しを進めるとともに、引き続きホームページ等を活用するなどして積極的に情報提供を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・組織構成の見直し及び業務内容の分析を行い、その結果に基づき人員の適正配置を検討する。
- ・情報のデータベース化と既存書類の電子化を含む行動計画に基づきペーパーレス化を推進する。
- ・業務の見直し及び効率化に関する行動計画に基づき光熱水料等管理費の低減を進める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ・施設の効果的・効率的運用を図るため講義室の稼働率及び利用形態を調査し、その実態を把握するとともにデータベース化の検討を行う。
- ・施設の維持管理計画を作成し計画的な維持保全に着手する。
- ・総合的な安全点検を継続的に行うため、文教町2団地に引き続き文教町1団地の施設につい

て安全点検パトロールを実施する。

- ・他の部局にも知的財産ブランチャ機能を拡大していく予定である。また、発明要員の教員には技術移転につながる研究テーマをシーズ情報としてデータベース化し、重要案件について特許化を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・学長を本部長とする計画・評価本部に設置された教育専門部、研究専門部等の9つの専門部は計画の進行状況の点検を適切に実施するとともに、自己点検・評価を実施するための根拠資料及びデータベースを活用し、評価業務を遂行する。
- ・各部局の評価組織は計画・評価本部と緊密な連携を進めるとともに、平成19年度実施予定の教員個人評価のための準備を開始する。
- ・平成17年度に新たに開設した計画・評価本部ホームページ上で評価関連活動について速報し、評価の透明性を高めるとともに、大学構成員の評価業務への理解と参加を促す。
- ・計画・評価本部の業務を支援するために設置された計画・評価室は「教員等基礎データ」及び「全学基礎データ」の入力作業が円滑に進むよう配慮し、「評価基礎データベース」の本格的運用を開始する。さらに、自己点検・評価を実施するための根拠資料の収集を進める。

評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・評価結果を大学運営に反映させるため、学長を中心として改善方策を策定する。
- ・年度実績報告書及び評価結果については計画・評価本部ホームページ上で公表する。また、改善方策についてはその達成状況を計画・評価本部において確認し、次期年度計画に反映させる。
- ・環境報告書を大学運営の環境的な側面からみた自己点検・評価報告書として位置付け活用する。

外部評価等

- ・平成19年度に実施予定の認証評価に対応するための自己点検・評価報告書素案の作成に着手する。また、JABEE評価やISO14001, 9001認証の継続審査等に加えて、外部の機関や有識者による評価の実施についても対応する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ・大学広報誌「CHOHO」の充実を図るとともに、大学ホームページにおける学内ニュース等の迅速な提供を進める。
- ・大学プロモーションビデオ(DVD)を高等学校等へ配布し、コンサイス版(日本語、英語、中国語、韓国語)をホームページで公開するとともに、オープンキャンパスなどの開催時にも活用する。
- ・大学を広く市民に開放する目的でキャンパスマップ(全キャンパス)を作成し、散策などの際に利用できるよう無料で配布する。
- ・大学ホームページの維持管理体制を充実させつつ、社会の求めに迅速に対応することができるよう、ホームページのコンテンツの改良を進める。

学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画とそのための体制整備

- ・国際的なガラパゴス研究に寄与するため「ガラパゴス諸島植物生態画像データベース」を構築する。
- ・附属図書館は学内で作成された研究成果を収集・発信する学術機関リポジトリの構築・拡充を図るとともに、国立情報学研究所最先端学術情報基盤構築の推進委託事業を継続する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備に関する具体的方策

- ・施設の老朽化・狭隘化の解消と有効活用を図るための行動計画や施設整備計画を作成する。
- ・文教町2団地のマスタープランを具体的に検討する。
- ・病院施設の老朽化・狭隘化等を解消し、長崎県における中核医療機関としての役割や先端医療の先駆的役割を果たすため、機能的で先進的な医療が提供でき、かつ患者の住環境改善に配慮した新病棟・診療棟の工事を確実に進める。また、病院本館改修について基本計画の作成に着手する。
- ・学生顧客主義に基づき学生の学習環境及び生活環境に係る施設の改善を引き続き進める。
- ・障害者のための一層のバリアフリー化を推進する。

施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ・講義室等の利用形態及び稼働率調査結果を基にスペースの再配分について検討を開始する。
- ・設備データベース及び設備マスタープランを活用し、利用状況の拡大を図る。
- ・エネルギー使用量の公開やポスター作成により省エネルギーへの意識啓発を図る。
- ・総合的な安全点検を継続的に行うため文教町2団地に引き続き文教町1団地の施設について安全点検パトロールを実施する。
- ・文教町2団地の交通計画を具体的に検討する。
- ・良好なキャンパス環境の維持と構内環境美化に対する意識の向上を図るため、学生・教職員による全学的なキャンパス清掃を引き続き行い、美しいキャンパス作りを推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・労働安全衛生体制の強化の推進を図るとともに、安全管理教育プログラムを活用して教職員に対する安全教育を行う。
- ・教職員の健康管理と健康増進を図る体制を充実する。
- ・大学運営の一部としての環境マネジメントシステムを構築し、環境配慮の方針に基づいた取組みとその進行状況について環境報告書により社会に公表する。

学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・休・退学、ハラスメントへの対応及び相談体制の機能強化を図るため学生何でも相談室に専門カウンセラーの配置を検討する。また、アカデミックハラスメントに関するFDを行う。
- ・入学時オリエンテーション及び広報誌により安全・衛生管理等の指導を継続する。
- ・学生関係施設の安全・衛生点検を実施する。
- ・入学試験時の災害発生に対する対応の啓発を継続する。
- ・留学生オリエンテーションで危機管理意識の啓発を図るとともに、留学生生活ハンドブック（日本語、英語、中国語、韓国語）の充実を図り、国際交流会館入居者オリエンテーションや防火訓練等を通じて安全意識の高揚を図る。
- ・緊急事態が発生した場合に危機対応マニュアルに従い適切な行動をとり、幼児・児童・生徒の安全を確保できるよう定期的に避難訓練等を実施し、安全対策の向上を図る。
- ・設置された危機管理に関する諸施設の保守を確実にを行い、十全の機能の維持に努める。

核燃料物質，R I 及び毒劇物等の適切な管理

- ・核燃料物質，R I，毒劇物及び病原体等の使用状況等の検証及び「P R T R法」への対応を継続する。
- ・R Iについては、管理区域外における非密封R Iの管理を行う。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

4.1 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

なし

重要な財産を担保に供する計画

・附属病院病棟・診療棟（仕上）に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

・決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
総合研究棟改修（工学系）	総額 9,427	施設整備費補助金 (1,890)
附属病院病棟・診療棟（軸）		船舶建造費補助金 0
附属病院病棟・診療棟（仕上）		長期借入金 (7,469)
基幹・環境整備 小規模改修		国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (68)

（注）・「施設整備費補助金」のうち、平成18年度当初予算額1,637百万円、前年度よりの繰越額253百万円

・金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

* 採用方針

障害者等の計画的雇用について行動計画を策定する。

* 雇用方針

インセンティブ付与基準の明確化，適正な事務組織の再編，必要に応じての任期制の導入，変形労働時間制の充実等を引き続き進める。また，中期的な視野にたった適切な教職員の配置に関する策定された方針に基づき配置案を検討する。

* 人材育成方針

事務系職員については，OJTを実施しながら職務に応じて九州地区及び全国的規模の研修を受講させることにより職務遂行能力の向上を図る。

* 人事交流

国立大学法人等間での人事交流制度の運用を継続する。

(参考1) 平成18年度の常勤職員数 1,650人
また，任期付職員数の見込みを 593人とする。
(参考2) 平成18年度の人件費総額見込み 20,979百万円

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成18年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	16,880
施設整備費補助金	1,890
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	117
国立大学財務・経営センター施設費交付金	68
自己収入	20,186
授業料、入学金及び検定料収入	5,362
附属病院収入	14,695
財産処分収入	0
雑収入	129
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,863
長期借入金収入	7,469
貸付回収金	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	437
計	48,910
支出	
業務費	33,909
教育研究経費	18,984
診療経費	14,925
一般管理費	2,021
施設整備費	9,427
船舶建造費	0
補助金等	117
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,863
貸付金	0
長期借入金償還金	1,573
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	48,910

(注)

1. 「運営費交付金」のうち、平成18年度当初予算額16,371百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額509百万円
2. 「施設整備費補助金」のうち、平成18年度当初予算額1,637百万円、前年度よりの繰越額253百万円

〔人件費の見積り〕

期間中総額20,979百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額16,781百万円)

2. 収支計画

平成18年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	38,217
經常費用	38,217
業務費	35,800
教育研究経費	3,370
診療経費	8,674
受託研究経費等	974
役員人件費	123
教員人件費	12,412
職員人件費	10,247
一般管理費	754
財務費用	495
雑損	0
減価償却費	1,168
臨時損失	0
収益の部	39,040
經常収益	39,040
運営費交付金収益	16,875
授業料収益	3,899
入学金収益	647
検定料収益	146
附属病院収益	14,695
受託研究等収益	974
補助金等収益	113
寄附金収益	838
財務収益	2
雑益	171
資産見返運営費交付金等戻入	276
資産見返補助金等戻入	1
資産見返寄附金戻入	107
資産見返物品受贈額戻入	296
臨時利益	0
純利益	823
目的積立金取崩益	41
総利益	864

(損益が均衡しない理由)

- ・国から出資された資産のうちの特定期間とならない資産の減価償却費と償還元金との差額等 影響額 864百万円(附属病院)

3. 資金計画

平成18年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	51,203
業務活動による支出	36,298
投資活動による支出	11,039
財務活動による支出	1,573
翌年度への繰越金	2,293
資金収入	51,203
業務活動による収入	38,537
運営費交付金による収入	16,371
授業料・入学金及び検定料による収入	5,362
附属病院収入	14,695
受託研究等収入	974
補助金等収入	117
寄附金収入	889
その他の収入	129
投資活動による収入	1,958
施設費による収入	1,958
その他の収入	0
財務活動による収入	7,469
前年度よりの繰越金	3,239

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程	720人 (うち教員養成に係る分野 720人)
	情報文化教育課程	240人
経済学部	総合経済学科	
	・昼間コース	1,450人
	・夜間主コース	240人
医学部	医学科	595人 (うち医師養成に係る分野 595人)
	保健学科	452人
歯学部	歯学科	325人 (うち歯科医師養成に係る分野 325人)
薬学部	薬学科	40人
	薬科学科	280人
工学部	機械システム工学科	320人
	電気電子工学科	320人
	情報システム工学科	200人
	構造工学科	160人
	社会開発工学科	200人
	材料工学科	200人
	応用化学科	200人
	各学科共通	30人
環境科学部	環境科学科	580人
水産学部	水産学科	440人
教育学研究科	学校教育専攻	12人 (うち修士課程 12人)
	教科教育専攻	64人 (うち修士課程 64人)
経済学研究科	経済経営政策専攻	30人 (うち博士前期課程 30人)
	経営意思決定専攻	9人 (うち博士後期課程 9人)
生産科学研究科	機械システム工学専攻	57人 (うち博士前期課程 57人)
	電気情報工学専攻	104人 (うち博士前期課程 104人)
	環境システム工学専攻	68人 (うち博士前期課程 68人)
	物質工学専攻	65人 (うち博士前期課程 65人)
	水産学専攻	79人 (うち博士前期課程 79人)
	環境共生政策学専攻	16人 (うち博士前期課程 16人)
	環境保全設計学専攻	34人 (うち博士前期課程 34人)
	システム科学専攻	33人 (うち博士後期課程 33人)
	海洋生産科学専攻	45人 (うち博士後期課程 45人)
	物質科学専攻	42人 (うち博士後期課程 42人)
	環境科学専攻	24人 (うち博士後期課程 24人)

医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12人 (うち修士課程 12人)
	保健学専攻	12人 (うち修士課程 12人)
	医療科学専攻	307人 (うち博士課程 307人)
	新興感染症病態制御学系専攻	93人 (うち博士課程 93人)
	放射線医療科学専攻	44人 (うち博士課程 44人)
	生命薬科学専攻	175人 〔うち博士前期課程 106人 博士後期課程 69人〕
	附属小学校	768人 学級数 21
附属中学校	600人 学級数 15	
附属養護学校	60人 学級数 9	
附属幼稚園	160人 学級数 5	